

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年2月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第9号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第61条の3第1項ただし書中「第7条第3項」を「第7条第1項第1号」に、「指示措置等又は第66条の2第3項」を「実施措置又は第66条の2第1項第1号」に、「条例指示措置等」を「条例実施措置」に改める。

第62条の3第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第18条第1項第2号若しくは第3号又は第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する行為

第63条第2号中「第4条第2項」を「第3条第8項」に改める。

第65条第1項第1号中「法」の次に「第3条第7項及び」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の例により調査した結果の提出があった場合は、この限りでない。

第65条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、同項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を市長に提出することができる。

第66条第1項第1号中「前条第2項」の次に「若しくは第3項本文」を加える。

第66条の2の見出しを「（条例汚染除去等計画の提出等）」に改め、同条第1項中「相当の期限を定めて、当該条例要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきこと」を「当該条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「条例汚染除去等計画」という。）を作成し、これを市長に提出すべきこと」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上

の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により市長から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「条例実施措置」という。）

(2) 条例実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

(3) その他規則で定める事項

第66条の2第2項から第5項までを次のように改める。

2 市長は、前項の規定により市長から指示を受けた者が条例汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、変更後の条例汚染除去等計画を市長に提出しなければならない。

4 市長は、条例汚染除去等計画（条例汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、次条第1号及び第66条の4において同じ。）の提出があつた場合において、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が規則で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 市長は、条例汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、市長は、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

第66条の2に次の4項を加える。

6 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間（前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、条例実施措置を講じてはならない。

7 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計画に従つて条例実施措置を講じなければならない。

8 市長は、条例汚染除去等計画の提出をした者が当該条例汚染除去等計画に従つて条例実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該条例実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置を講じたときは、規則で定めるとこ

ろにより、その旨を市長に報告しなければならない。
 第66条の3第1号及び第66条の4中「条例指し措置等」を「条例
 汚染除去等計画に基づく条例実施措置」に改める。

第68条第1項中「（以下「要措置区域等」という。）」を削る。

第68条の3第1項中「要措置区域等又は」を削る。

第69条第1項第4号中「及び当該条例汚染土壌を処理する者」を
 削り、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同項第5
 号中「処理する」の次に「場合にあつては、当該条例汚染土壌を処
 理する」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加
 える。

(7) 当該条例汚染土壌を第69条の3第1項第2号に規定する土地
 の形質の変更に使用する場合にあつては、当該土地の形質の変
 更をす条例要措置区域等の所在地
 第69条第1項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 当該条例汚染土壌を処理する場合にあつては、当該条例汚染
 土壌を処理する者の氏名又は名称
 第69条の3第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、
 第1号の次に次の1号を加える。

(2) 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の
 条例要措置区域等の間において、一の条例要措置区域から搬出
 された条例汚染土壌を他の条例要措置区域内の土地の形質の変
 更に、又は一の条例形質変更時届出区域から搬出された条例
 汚染土壌を他の条例形質変更時届出区域内の土地の形質の変
 更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
 第69条の5に次の1項を加える。

9 前各項の規定は、条例汚染土壌を他人に第69条の3第1項第2
 号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用す
 る。この場合において、第1項中「（当該委託が条例汚染土壌の
 処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した
 者）」とあるのは「（運搬を委託しない場合にあつては、当該条
 例汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者）」と、「運搬又は
 処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形
 質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」と
 あるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処
 理を受託した者（以下「処理受託者」という。））」とあるのは「
 処理を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」とい
 う。））」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をし
 た」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使
 用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは
 「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項

中「委託に係る条例汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

第69条の6第1項中「前条第3項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「受託していない」を「受託しておらず、又は条例汚染土壌を土地の形質の変更に使用していない」に改め、「前条第4項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第3項中「又は処理受託者」を「、処理受託者又は条例汚染土壌を第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する者」に、「又は処理を終了していない」を「若しくは処理を終了しておらず、又は条例汚染土壌を土地の形質の変更に使用していない」に改め、「前条第3項又は第4項」の次に「（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）」を加える。

第159条の2第1号中「第65条第2項、第66条の2第4項」を「第65条第3項、第66条の2第2項、第4項若しくは第8項」に改め、同条第2号中「第66条の3」を「第66条の2第6項又は第66条の3」に改める。

第161条の2第1号中「、第65条第1項、第67条の2第1項又は第69条第1項若しくは第2項」を削り、同条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「第8項」の次に「（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第69条の5第3項後段」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第4項」の次に「（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「同条第2項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第9項」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第65条第1項又は第67条の2第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者

(3) 第69条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第1項本文又は第2項に規定する搬出をした者

第165条を次のように改める。

第165条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第66条の2第9項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第67条の2第2項若しくは第3項、第69条第3項又は第69条の5第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第66条の2第1項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例による。

3 施行日前に指定が解除された旧条例第68条の3第1項に規定する要措置区域等の土地の台帳の調製及び保管並びに閲覧については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第69条第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に同項に規定する条例汚染土壌を条例要措置区域等（新条例第68条第1項に規定する条例要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

5 施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。